

仕様書

- 1 件名
令和8年度 教育行政用パソコン等賃貸借
- 2 賃貸借期間
令和9年1月1日から令和13年12月31日まで(60ヶ月)
- 3 納入場所
佐伯市長が指定する場所(市内中心部の1拠点)
※詳細場所は、セキュリティの観点から落札者のみに通知する。
- 4 納入期限
令和8年12月25日(納入日は賃借人と協議した上で決定する。)
- 5 賃貸借物件
別紙賃貸借物件一覧のとおりとする。
- 6 賃貸借期間終了後の措置
 - (1) 賃貸借期間終了後は、賃借人から指示があった場合は、賃貸人の負担により機器の全てを撤収すること。
 - (2) 前項で示す撤収時において、機器に内蔵された記憶媒体がある場合は、本市が指定するシステム保守業者の負担により、データ復元ができない方法でデータ消去を実施し、賃貸人に引渡しを行うものとする。
 - (3) 賃借人は、契約書記載の賃貸借期間終了時に、賃貸人の物件の賃貸の継続又は売渡しを請求することができる。なお、全ての機器ではなく、一部の機器となる場合もある。
- 7 入札書に記載する金額
賃貸借料率を加味した賃貸借料月額(税抜き)を記載すること。
- 8 賃貸借料の支払方法
各月終了後の請求による月額分割払いとする。
- 9 動産総合保険の付保
契約期間中、リース会社を契約者とする動産総合保険(ソフトウェアを除く)を付保すること。
- 10 情報セキュリティに関する要件
納入する機器は、次の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 国内に保守サービス拠点を有すること。
 - (2) 日本語による技術サポートを5年以上提供できること。
 - (3) ファームウェアの更新が日本語で提供されること。

11 その他

- (1) 納入に関する費用等、必要な経費がある場合は、その経費も含むものとする。
- (2) 契約書は、別添 賃貸借契約書(案)のとおりとするが、不足部分等について、落札者と別途協議の上決定するものとする。
- (3) この仕様書の定めのない事項については、別途協議の上決定するものとする。